

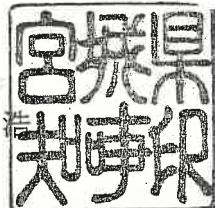


環対第76号

平成26年5月21日

株式会社気仙沼市民の森風力発電所 代表取締役 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



気仙沼市民の森風力発電事業に関する環境影響評価準備書に対する意見
について（提出）

平成26年1月23日付けで送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第32条第1項に基づく意見については、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 佐藤裕之
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

気仙沼市民の森風力発電事業に関する環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的な事項

- (1) 当該事業地は県立自然公園気仙沼の地域内に位置し、周辺には徳仙丈山のツツジ群生地が存在するなど豊かな自然環境を有する地域である。このため建設工事に係る土地の改変は必要最小限にとどめ、環境保全に最大限配慮するとともに、ツツジの開花時期においては、工事が観光の支障とならないよう適切に配意すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素に対する影響について軽減に努め、配慮の内容についても具体的に評価書に記載すること。
- (3) 環境保全措置については、評価書に準じて確實に実施するとともに、事後調査等により追加的措置が必要とされた場合においても適切に対応すること。
- (4) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 個別的事項

- (1) 騒音
風車騒音に係る事後調査については、地域住民の生活形態を考慮し、影響が大きくなる時期を踏まえて適切に実施するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合においては、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 動物
イ 生息環境の減少・喪失に係る両生類への影響については、沢・池・湿地等の位置を評価書において適切に明示し、可能な限り具体的に予測すること。
ロ 希少猛禽類^{もうきんるい}のブレードへの接近・接触については、出現頻度が最も高い種以外のものについても適宜に予測対象に含めるとともに、算定基礎となる対象事業区域については、風車の半径 500m 円の外郭線に囲われた区域を衝突確率算定用の危険区域として設定すること。
ハ 航空障害灯の選定に当たっては、最新の知見を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 景観

主要な眺望景観に係る環境影響については、当該眺望点からの主要な眺望方向と風車の方向を評価書において整理し、両者の関係性も踏まえて予測・評価を行うこと。